



平成 30 年 6 月 22 日

各 位

SEホールディングス・アンド・  
インキュベーションズ株式会社  
代表取締役社長 速 水 浩 二  
(JASDAQ・コード9478)  
問 い 合 わ せ 先  
執行役員経営企画部部长 松 村 真 一  
T E L 0 3 - 5 3 6 2 - 3 7 0 0

## 内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の第33回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に必要な定款の一部変更等についてご承認をいただき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

これに伴い、本日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針につきまして、下記のとおり一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、改定箇所には下線を付しております。

記

### 1. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社文書管理規程及びそれに関連する細則・マニュアルに従い適切に保存及び管理(廃棄を含む。)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直し等を行います。

### 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ)当社は、経営企画部に内部監査機能を設け、内部監査により法令又は定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、その内容及びそれがもたらす損失の程度等について担当部署等に報告し改善策を講じる体制を構築します。

(ロ)当社は、社内のネットワークコンピュータ上を流通する情報やコンピュータ及びネットワーク等の情報システム、いわゆる「情報資産」の重要性を強く認識し、「情報セキュリティポリシー」等必要な規程を制定し、情報セキュリティ委員会が中心となって情報セキュリティマネジメントを遂行します。

(ハ)当社は、当社が取り扱う個人情報保護の重要性を認識し、個人情報適正管理のため「個人情報保護マニュアル」等必要な規程を制定し、代表取締役社長を統括責任者とする個人情報管理体制を構築します。

(ニ)当社は、有事の際の事業継続計画を策定し、従業員に対して教育・訓練を実施します。

(ホ)当社は、経営企画部をリスク管理所管部として、当社及びグループ全体のリスクの抽出、分析及び評価、当社及びグループ各社が実施するリスク防止策の把握、並びに当社及びグループ全体の経営リスクのモニタリングを行います。

### 3. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ)経営計画のマネジメントについては、毎年策定される年度計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとします。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、取締役会やグループ会社連絡会等の会議において業務報告を通じて月次でチェックを行います。

(ロ)業務執行のマネジメントについては、関係法令又は取締役会規程上の付議基準に該当する事項につ

いては、すべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとします。

(ハ) 日常の職務遂行に際しては、職務分掌・権限規程、稟議規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとします。

#### 4. 取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 全従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置します。又、従業員の行動基準としてコンプライアンス規程、内部通報制度規程及び関連細則を作成します。

(ロ) 従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告義務の受け皿として、業務執行上の通常の報告ルートとは別の内部通報制度を設置します。当社は、当該内部通報者が不利益を被らないように保護規定を設けます。

(ハ) 万一コンプライアンスに抵触する事態が発生した場合には、その内容・対策案がコンプライアンス委員会から代表取締役社長、取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築します。

(ニ) 社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は毅然とした姿勢で断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めます。

(ホ) 当社及びその子会社は金融商品取引法等の関係法令・会計基準等の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、財務報告において不正・誤謬が発生するリスクを管理し、予防及びモニタリングを効果的に機能させることで、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

(ヘ) 当社は、監査等委員会を設置するとともに、複数の社外取締役を選任し、取締役の職務の執行について法令及び定款に適合することを監視します。

#### 5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 当社と関係会社とが相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行し、当社グループが一体となって事業の発展を図ることを目的として、関係会社管理規程を制定します。

(ロ) 当社は、当社子会社各社にコンプライアンス担当者を置き、当社コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とします。又、内部通報制度対象者の範囲を、子会社各社に拡大します。

(ハ) 当社は、当社と関係会社間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、当社会計監査人や顧問税理士等と十分な情報交換を行います。

#### 6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

(イ) 監査等委員会の職務を補助すべき部署は、内部監査機能を有する経営企画部経営企画課とします。

(ロ) 補助内容については、監査等委員会の意見を十分考慮した上で決定します。

#### 7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項

(イ) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の任命・異動等人事及び報酬等の決定にあたっては、監査等委員会との事前協議を要することとします。

(ロ) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、監査等委員会の補助業務に関しては、監査等委員会の指揮命令に従い、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令に服さないものとします。

#### 8. 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(イ) 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）及び従業員は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正行為の事実、もしくは当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を発見したときには、監査等委員会に報告するものとします。

(ロ) 当社子会社の取締役、監査役、従業員及びこれらの者から報告を受けた者は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正行為の事実、もしくは当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれ

がある事実等を発見したときには、当社コンプライアンス委員を通じて監査等委員会に報告するもの  
とします。

(ハ) 前二項の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも  
してはならないものとします。

(ニ) 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）及び従業員は、監査等委員会の定めるところに従  
い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととします。

(ホ) 取締役（監査等委員であるものを除く。）は、担当職務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要  
事項について取締役会等の重要会議において報告を行い、監査等委員は、当該会議体に参加し、職  
務の遂行に関する報告を受けることができるものとします。

#### 9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査等委員会は会計監査人との間で定期的に会合を持ち、主に会計監査結果についての報告を受け、  
監査における連携を図っていく体制を構築します。

(ロ) 監査等委員会は当社内部監査部門との間で定期的に会合を持ち、主に当社グループにおける内部監  
査、コンプライアンス、リスク管理等についての現状報告を受け、監査における連携を図っていく  
体制を構築します。

(ハ) 当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について費用の前払い等を請求したときは、担  
当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務の執  
行に必要でないことが明らかな場合を除き、所定の手続きにより当該費用又は債務を処理します。

以 上